

## 歳末たすけあい事業（福祉施設・団体）

歳末時期（11月中旬から1月末）に福祉施設・団体が地域住民と協働して交流を目的に行う福祉活動を支援します。また、事業を通して赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金のPRを行います。

### （1）助成対象団体

福祉施設・市民活動団体ほか（NPO含む）

### （2）事業例

- ・施設利用者と地域住民の参加による「福祉のつどい」「福祉懇談会」の開催など
- ・施設利用者を中心に子どもからお年寄りまでが参加できる「交流イベント」の開催など
- ・団体が地域住民を対象として行う弁当の配食など

### （3）助成条件

- ① 事業を進める際に地域の各種関係機関・団体等と連携をはかり、地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。
- ② 回覧板文書などに中央区社会福祉協議会の歳末たすけあい事業であることを明記の上、広く地域に呼びかけること。  
また、当日会場内にも看板などで同事業であることを明示すること。
- ③ ボランティア行事用保険等損害保険に加入すること。

### （4）助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
  - ◆お酒代は除きます。
  - ◆講師謝礼は上限2万円とします。
  - ◆食材費は一人当たり概ね500円を上限とします。
- ② 助成額の上限 — 事業費総額の3分の2以内で、1施設・団体につき10万円以内  
※但し、事業予算の関係で多くの申請があった場合や、区全体の歳末たすけあい募金額が減少した場合は助成額を調整させていただくことがあります。

問い合わせ先 新潟市中央区社会福祉協議会

TEL：025-210-8720

FAX：025-210-8722

# 【福祉施設・団体歳末たすけあい事業助成要綱】

「歳末たすけあい事業」は、新潟県共同募金会の歳末たすけあい募金の配分金を受け、地域住民やボランティア、民生児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、歳末時期に支援を必要とする皆さんが地域で安心して暮らすことができることを目的に福祉活動を実施するものです。

地域福祉の推進の為住民が主体となって行う福祉活動や、福祉施設が地域と協働で行う事業に、助成を行います。

ぜひ、この助成金を活用し、地域住民相互の交流の機会として、地域福祉を考える契機としていただきたいと思います。

## 1. 助成の対象となる事業

歳末時期に、福祉施設・団体が地域住民と協働して交流を目的に行う福祉活動

事業メニュー（例）

- ・施設入所者・通所者と地域住民の参加による「福祉のつどい」「福祉懇談会」の開催など  
お楽しみ会・映画上映会・講演会・餅つき大会・クリスマス会 等
- ・施設入所者・通所者などを中心に、児童からお年寄りまでが参加できる「交流イベント」の開催など  
ゲーム大会、遊戯会、音楽会など一緒に楽しめるもの 等
- ・団体が地域住民を対象として行う弁当の配食など

## 2. 助成の対象となる団体及び実施範囲等

- (1) 実施主体 福祉施設・市民活動団体ほか（NPO 含む）  
施設・団体の拠点が中央区にあり、活動の対象が主に中央区民であること。
- (2) 実施範囲 施設を中心とする近隣の自治会・町内会、または、小学校区程度の範囲を原則とする。
- (3) 対象者 施設入所者・通所者、地域自治・町内会、福祉団体等とし、必ず地域住民の参加を含める。
- (4) 実施時期 11月中旬以降から1月末までとする。（1事業のみ）

## 3. 助成金額

### (1) 助成額

事業費総額の3分の2以内で、1施設につき10万円以内。

**ただし、事業予算の関係で多くの申請があった場合や、区全体の歳末たすけあい募金額が減少した場合は、助成額を調整させていただくことがあります。**

### (2) 対象経費

会場費、機材等賃借料、広報費、ボランティア行事用保険等の損害保険料、講師謝礼(上限2万円)、茶菓代、食材費(概ね一人当たり500円以内とし、酒類の経費は除く)、送迎費

- (3) 助成の条件
- ①事業を進める際は、区社会福祉協議会、民生児童委員協議会やボランティア団体などの地域の関係機関・団体と密接な連携を図り、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、ボランティアや地域住民が参加しやすい事業に組み立てること。
  - ②事業実施にあたり、案内文または町内回覧文書などに、必ず、新潟市共同募金委員会中央区分会の「歳末たすけあい事業」であることを明記のうえ、広く地域に呼びかけることとし、会場内に同事業であることを表示すること。
  - ③ボランティア行事用保険等の損害保険に必ず加入すること。
    - ・ボランティア行事用保険の加入・お問い合わせ窓口は新潟市中央区社会福祉協議会です。掛金は1人当たり28円で、最少20人分（560円）から加入できます。
    - ・なお、各施設等で既に入済みの他の損害保険で対応する場合は、ボランティア行事用保険に加入する必要はありませんが、その保険の申込書又は保険証書の写しを報告書提出時に添付してください。
  - ④申請書に記載されていない経費については、事業実施後、報告書に計上されていても助成対象経費といたしませんのでお含みおきください。

#### 4. 助成までの流れ

- (1) 助成申請書(様式2)提出
  - 提出期限：令和3年10月29日（金）
  - ※ 提出期限厳守をお願いします。事情によりどうしても間に合わない場合は提出期限までにご連絡ください。
  - 提出先：新潟市中央区社会福祉協議会
- (2) 申請書到着後、審査
- (3) 審査後、助成金交付決定通知を送付
- (4) 事業実施
- (5) 事業実施後、速やかに報告書(様式4)を提出
  - ・案内文書（チラシ）、当日のプログラム等
  - ・領収書やレシート一式（重ならないようA4用紙に貼ってください、コピー可）
  - ・当日の様子がわかる写真2・3枚（A4用紙に貼ってください、プリンター印刷可）
  - ・助成金振込の銀行通帳コピー（銀行・支店名・口座番号・口座名義のわかるもの）
  - ※ 個人口座ではなく、団体口座にしてください。
  - 提出期限：令和4年2月15日（火）
  - 提出先：新潟市中央区社会福祉協議会
- (6) 審査後、助成金送金通知を送付
- (7) 助成金を送金（3月中旬予定）

#### 5. その他

全ての実施団体から報告書が提出されたのち、新潟市中央区社会福祉協議会で報告内容を審査し、助成金送金通知を送付いたします。つきましては、助成金の送金は3月中旬を予定しております。恐れいたしますが、あらかじめご承知おきください。

<問い合わせ先>

新潟市中央区社会福祉協議会

TEL025-210-8720 FAX025-210-8722

担当：小林・金田